

空き家の放置は リスクしかありません！

雑草が繁茂すると

- ▶ 雑草や枝が隣家に越境し、クレームに発展します。
 - ▶ 害虫や害獣が発生し、建物の劣化や近隣への被害も引き起こします。
- 他にも、大雪での倒壊や、犯罪の温床になることも



空き家の所有者
(親族含む)や
近隣の空き家
にお困りの方へ

放置すると損害賠償のリスク

- ▶ 空き家に放火されて近隣へ延焼すると、無施設等により重過失と判断され、自身の火災保険や失火責任法が適用されない場合もあります。
- ▶ 強風で瓦の飛散やブロック塀の倒壊が起こり、近隣や通行人に被害が生じると、自然災害の不可抗力が適用されず、工作物責任を負うこともあります。



協会キャラクター
ハトまるくん

登記情報は最新ですか？

固定資産税等が 増える

- ▶ 特例から外れると、固定資産税の負担が大幅に増える恐れがあります。

登記の義務化

- ▶ 不動産を相続したときの登記
※2024年4月から、放置すると10万円以下の過料
- ▶ 住所や氏名が変わったときの変更登記
※2026年4月から、放置すると5万円以下の過料



空き家に関する疑問・お悩み・困りごと 2026 空き家無料相談会

宝達志水町会場

6/11 木 宝達志水町役場
1階農事研修室
13:00～16:00

9/11 金 宝達志水町役場
1階農事研修室
13:00～16:00

輪島市会場

9/29 火 輪島市役所本館
2階ロビー
13:00～16:00

主催



石川県宅建協会
人と住まいを、笑顔でつなぐ。



宝達志水町
企画情報課



輪島市
輪島市まちづくり推進課

お問合せ先・予約先 (平日 9:00～17:00)

0120-424-425



◀ webからもご予約できます

当日は直接会場にお越しいただければ相談を受けることはできますが
事前にご予約いただいた方を優先させていただきます